

平成 20 年度就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

中学校卒業程度認定試験とは、次の受験資格に該当する方に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

合格した方には、高等学校の入学資格が与えられます。

- 受験資格**
- ① 病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予、または免除された者で平成 21 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上になる方
 - ② 卒業することができないと見込まれることについて、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方
 - ③ 日本国籍を有しない者で平成 21 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上になる方

試験日 11 月 4 日 (火)
試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語 (英語)
願書受付 8 月 22 日 (金) ~ 9 月 9 日 (火)
受付場所 文部科学省

※受験資格・出願書類などの詳細については、教育課にお問合せください。

【教育課 TEL 83-7023】

第 34 回町民ソフトボール大会参加チーム募集

日時 8 月 17 日 (日) 8:30~ 開会式
 ※雨天の場合は 9 月 21 日 (日) へ順延
場所 酒匂川町民親水広場・松小グラウンド
登録 ① 自治会単位または町内事業所単位の 15 名以内でチーム編成。(中学生以上。ただし、中学生チームは高校生以上の者を 3 名以上で編成)
 ② 単独でチーム編成ができない自治会は、隣接の自治会とのチーム編成も可。
 ③ 特例として、個々の混成チームも可。
 ④ チーム編成は、経験者に限り女性の混合も可。
申込先 8 月 1 日 (金) までに町体育協会へ。
 なお、自治会チームは地区スポーツ員へお申込みください。
問合せ 体育協会事務局 TEL 83-6600

【教育課 TEL 83-7023】

子育てサークル「松田母親クラブ」後期入会募集

工作や親子体操など、子どもと楽しく遊ぶクラブです。後期の会員募集をします。一緒に子育てを楽しみませんか。

活動日時 毎週水曜日 10:00~11:00
活動場所 町体育館
対象 幼稚園就園前のお子さんとその保護者
入会締切 8 月 29 日 (金) まで
申込み・問合せ 生涯学習係



【教育課 TEL 83-7023】

高校生ボランティア宿泊体験学習のご案内

町社会福祉協議会では、この夏休みに老人ホームで 1 泊 2 日のボランティア体験学習を行います。
 フレッシュな高校生の皆さん、サマーチャレンジしてみませんか？

日程・場所 ○ 8 月 5 日 (火) ~ 6 日 (水) 特別養護老人ホーム「草の家」(南足柄市)
 ○ 8 月 7 日 (木) ~ 8 日 (金) 特別養護老人ホーム「レストフル ヴィレッジ」(松田町)



対象 高校生 (定員各施設 12 名、先着順)
参加費 無料
申込締切 7 月 22 日 (火)
その他 参加者を対象とした事前説明会を行います。申込された方は必ずご出席ください。
主催・申込先 町社会福祉協議会 TEL 82-0294

平成 20 年度サマーふれあいスクール参加者募集 (世代間交流事業)

町社会福祉協議会では、中学生と高齢者との宿泊を通じた交流を行います。わら草履作り、カレー作り、その他楽しいレクリエーションなどを予定しております。皆さんの参加をお待ちしています。

日時 8 月 4 日 (月) ~ 5 日 (火)
場所 町健康福祉センター (世代間交流事業)
対象者 65 歳以上の方
募集人数 10 名
申込方法 電話にて受付。定員になり次第、締め切ります。
申込締切 7 月 25 日 (金)
問合せ 町社会福祉協議会 TEL 82-0294



図書館の仕事体験

日時 7 月 22 日 (火)、23 日 (水)、24 日 (木)
 8 月 5 日 (火)、6 日 (水)、7 日 (木)
 8:30~12:00 13:00~17:00
場所 町図書館
対象 小学生 (1 年生から 6 年生)
定員 1 回 3 名
服装 動きやすい服装、靴
内容 本の貸出、返却、書架整理など
問合せ 生涯学習係 (町民文化センター) TEL 83-7024



障害のある方のための相談室

対象者 身体、知的、精神に障害のある方 (児童を含む)
 (対象者の家族などからの相談も受け付けます)
日時 8 月 1 日 (金) 14:00~16:00
場所 町民文化センター 2 階第 1 学習室
費用等 無料 ※予約の必要はありません。
相談員 「自立サポートセンタースマイル」の専門相談員が相談をお受けします。
問合せ 福祉推進係
 ※相談室は、毎月 1 回開催します。日程は「おしらせ号」に掲載します。

【福祉課 TEL 83-1226】

年度間所得の変動に係る経過措置について

税源移譲により、ほとんどの方は所得税が減り、町県民税が増えるようになりました。しかし、退職などの理由により平成 19 年中の所得が大きく下がり、平成 19 年分の所得税がかからない場合は、税源移譲の負担軽減が受けられない一方、平成 19 年度分の町県民税は税源移譲による負担増の影響を受けることとなります。このように、平成 18 年と平成 19 年の所得変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられます。(この経過措置は、平成 19 年度の町県民税のみが対象です。)

対象者 次の①と②を満たす方

- ① $\text{平成 19 年度町県民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く)} > \text{所得税との人的控除額の差の合計額}$
- ② $\text{平成 20 年度町県民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む)} \leq \text{所得税との人的控除額の差の合計額}$

平成 19 年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額し、既に納付済みの平成 19 年度分の町県民税額から還付します。

申告方法 対象者は、7 月 31 日 (木) までに、平成 19 年 1 月 1 日現在の住所所在地の市町村に申告してください。

問合せ 町民税係

【税務課 TEL 83-1224】

第 3 回やどりきふるさと大学校「溪流の博物館」

日時 7 月 27 日 (日) 9:00~11:00 ※小雨決行
集合 寄自然休養村管理センター前
講師 津山 志保子氏
持ち物等 資料代 (500 円)、帽子、タオル、飲み物、濡れてもいい靴、(水中メガネ、網:持っている方)
主催 プロジェクトやどりき
後援 松田町
問合せ 事務局 TEL・FAX 89-2323 (大館)

